審議3

監 査 報 告 書

令和６年５月２０日

学校法人千代田学園
理事長　髙橋　保　殿

学校法人　千代田学園

監事　玉崎和実　印

監事　河野直明　印

両監事は、私立学校法第三十七条第三項の規定に基づき、学校法人千代田学園の令和５年４月１日から令和６　年３月３１日までの業務と財産の状況について監査を行い、同条同項の規定に基づき、この報告書を提出する。

監査の結果、両監事の意見は次のとおりである。

（１）法人の運営及び各校園の運営は、法令及び寄附行為、内部規程に従い適切に行われたものと認める。

（２）法人の財務の状況は、法令及び寄附行為、内部規程に従い、適切に管理執行され法人の財政および収支の状況を正しく示しているものと認める。

（３）法人の理事の業務執行状況について、法令及び寄附行為、内部規程に従い、適切に行われたものと認める。

以　上